

# 水道料金体系の仕組みについて

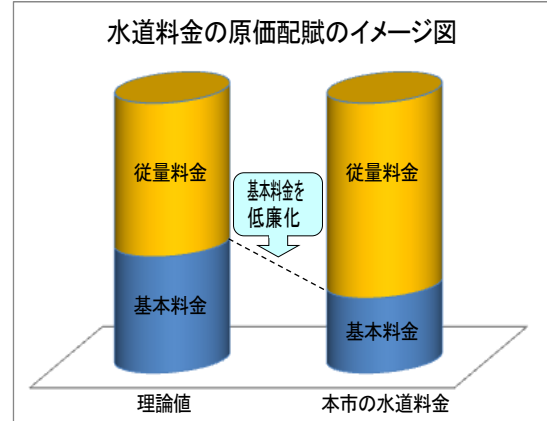


## 基本料金と従量料金

水道料金は、基本料金と従量料金で構成しています。

施設型の産業である水道事業では、固定的費用が大部分を占めています。このため、使用水量に関わらず一定金額を基本料金として回収しています。

なお、政策的配慮から、基本料金は低廉なものとし、より多くを従量料金として回収する仕組みとしています。

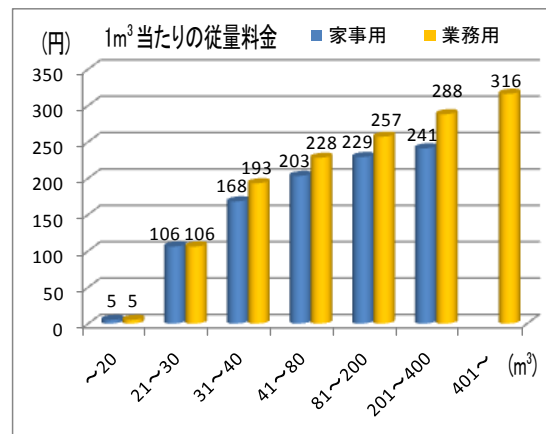


(注) 理論値は、日本水道協会「料金算定要領」に基づく試算である。

## 逦増型料金とは

逦増型料金とは、従量料金について、使用水量が多くなるほど1m<sup>3</sup>当たりの料金が段階的に高くなる料金体系のことです。主に消費の抑制、小口使用への配慮を目的としており、本市を含め多くの水道事業が採用しています。

なお、近年、水需要は減少傾向にあるため、経営的観点から、緩やかな見直しが求められています。



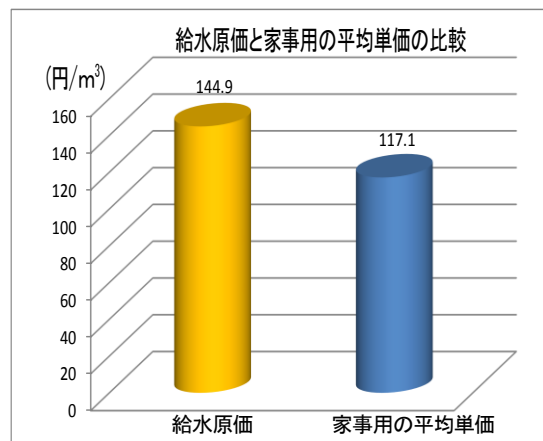
(注) 上記の料金単価は2か月につき(税抜き)。また、家事用の20m<sup>3</sup>以上は241円である。

## 小口使用への配慮

上記のとおり、基本料金は極力低額とし、また、逦増型料金とすることで、小口使用に対しては、できるだけ低廉な料金となるよう配慮しています。

具体的には、水道水1m<sup>3</sup>当たりの給水原価は144.9円であるのに対し、主に生活用水として使用される家事用1m<sup>3</sup>当たりの平均単価<sup>\*</sup>は117.1円となっています。

<sup>\*</sup> 家事用の水道料金収入を家事用の有収水量で除して算出したもの。



(注) 上記の数値は、平成28年度決算値によるものである。